

添付 1



〒500-8501  
岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県警察本部長 殿

事件番号 平成28年(ワ)第758号等  
大垣警察市民監視国家賠償請求等事件  
原告 三輪唯夫 外3名  
被告 岐阜県 外1名

### 民事訴訟法191条1項の承認請求について

令和3年1月29日

〒500-8710  
岐阜市美江寺町2-4-1  
岐阜地方裁判所民事第2部合議B係  
裁判所書記官

頭書の事件について、別紙1の各証人に対し、別紙2の各尋問事項のとおり尋問が実施される予定となりました。ついては、裁判体の指示により、民事訴訟法191条1項の監督官庁の承認を求めます。

なお、令和3年3月31日(水)までに到着するようご配慮ください。

おって、承認書の参考書式を添付しますが、適宜の様式によって承認いただいて差し支えありません。

(文書等の送付費用として、郵便切手94円添付)

別紙 1

証 人

- 1 大垣警察署警備課（最終勤務先）  
阪上 壽秋
- 2 岐阜県警察本部総務室広報県民課  
横山 裕之
- 3 岐阜県警察本部警備部警備第一課（最終勤務先）  
三輪 優

別紙2

## 尋 問 事 項

- 第1 証人阪上壽秋
  - 1 証人自身につき
    - ① 証人の経歴
  - 2 大垣署警備課の日常業務に関し
    - ② 大垣署の管轄地域
    - ③ 大垣署警備課の人員構成、職務分担
    - ④ 大垣署警備課における情報収集活動の指揮命令関係
    - ⑤ 個人情報の収集の際の注意点
    - ⑥ 収集した情報の大垣署警備課内における報告手順
    - ⑦ 保有個人情報の第三者提供の際の注意点
    - ⑧ 大垣署警備課から民間事業者等部外者に情報提供、情報交換する際の内部手順
    - ⑨ 上記情報提供、情報交換の結果の岐阜県警本部への報告手順
  - 3 個人情報の取扱いに関する県警本部警備部・警察庁警備局との関係
    - ⑩ 個人情報の収集についての県警本部警備部からの指揮命令
    - ⑪ 収集活動で得た個人情報の分析
    - ⑫ 県警本部警備部への報告手順
    - ⑬ 県警本部警備部から警察庁警備局への報告手順
    - ⑭ 警察庁警備局から県警本部警備部に対する問い合わせや要請等
    - ⑮ 原告らの個人情報の収集等
  - 4 本件情報交換に関し
    - ⑯ 大垣署警備課がシーテック社と本件情報交換を行うことになった経緯
    - ⑰ 2013年8月7日の情報交換の実施状況
    - ⑱ 上記情報交換の結果分析

- ⑱ 上記情報交換の結果を県警本部警備部警備1課に報告した経緯
- ⑲ 2014年3月4日の情報交換の実施状況
- ⑳ 上記情報交換の結果分析
- ㉑ 上記情報交換の結果を県警本部警備部警備1課に報告した経緯
- ㉒ 本件情報交換を後任者に引き継いだ経緯

## 5 その他本件に関連する事項

### 第2 証人横山裕之

#### 1 証人自身につき

- ① 証人の経歴
- 2 大垣署警備課の日常業務に関し
  - ② 大垣署の管轄地域
  - ③ 大垣署警備課の人員構成、職務分担
  - ④ 大垣署警備課における情報収集活動の指揮命令関係
  - ⑤ 個人情報の収集の際の注意点
  - ⑥ 収集した情報の大垣署警備課内における報告手順
  - ⑦ 保有個人情報の第三者提供の際の注意点
  - ⑧ 大垣署警備課から民間事業者等部外者に情報提供、情報交換する際の内部手順
  - ⑨ 上記情報提供、情報交換の結果の岐阜県警本部への報告手順
  - ⑩ 民間事業者等への情報提供、情報交換を中止する手順
- 3 個人情報の取扱いに関する県警本部警備部・警察庁警備局との関係
  - ⑩ 個人情報の収集についての県警本部警備部からの指揮命令
  - ⑪ 収集活動で得た個人情報の分析
  - ⑫ 県警本部警備部への報告手順
  - ⑬ 県警本部警備部から警察庁警備局への報告手順

⑭ 警察庁警備局から県警本部警備部に対する問い合わせや要請等

⑮ 原告らの個人情報の収集等

#### 4 本件情報交換に関し

⑰ シーテック社との本件情報交換を前任者から引き継いだ経緯

⑱ 本件情報交換についての県警本部警備部警備1課からの指示内容

⑲ 2014年5月6日の情報交換の実施状況

⑳ 上記情報交換の結果分析

㉑ 上記情報交換終了後に結果を県警本部警備部警備1課に報告した経緯

㉒ 2014年6月30日の情報交換の実施状況

㉓ 上記情報交換を実施した経緯

㉔ 上記情報交換の結果分析

㉕ 上記情報交換終了後に結果を県警本部警備部警備1課に報告した経緯

#### 5 新聞報道後

㉖ 2014年7月24日付け朝日新聞に本件情報交換が報道された時の警備課内での検討状況

㉗ 上記報道がなされた際の県警本部警備部警備1課からの連絡指示の状況

㉘ 上記報道がなされた際のシーテック社との連絡状況

㉙ 上記報道以降のシーテック社との意見交換の実施状況

#### 6 その他本件に関連する事項

### 第3 証人三輪優

#### 1 証人自身につき

① 証人の経歴

#### 2 岐阜県警本部警備部警備1課に関し

② 岐阜県警本部警備部警備1課の所管する業務の内容

③ 県内各警察署警備課から報告を受ける手順

- ④ 警察庁警備局に報告する手順
- 3 個人情報の収集に関し
- ⑤ 県内各警察署警備課への指示状況
  - ⑥ 情報収集の対象者を選定する目安
  - ⑦ 収集すべき個人情報の項目
  - ⑧ 県内各警察署警備課から報告を受けた情報の分析
  - ⑨ 県内各警察署警備課から報告を受けた報告内容を警察庁警備局に報告する手順
- 4 個人情報の保管に関し
- ⑩ 収集された個人情報の保管状況
- 5 個人情報の利用に関し
- ⑪ 県警警備部警備1課が保有する個人情報を県内各警察署警備課の警察官に利用させる手順
  - ⑫ 県内各警察署警備課の警察官が第三者に県警警備部警備1課が保有する個人情報を提供させる手順
- 6 原告らに関し
- ⑬ 2013年8月7日当時、県警本部警備1課が保管していた各原告の個人情報の概要
  - ⑭ 原告らの個人情報を収集・保管する目的
- 7 シーテック社との情報交換に関し
- ⑮ 大垣署警備課がシーテック社と本件情報交換をするようになったことについての県警本部警備部警備1課の関与の経緯
  - ⑯ 大垣署警備課から本件情報交換の結果の報告を受けた状況
  - ⑰ 県警警備部警備1課における上記情報の分析
  - ⑱ 警察庁警備局に本件情報交換の結果を報告した経緯
- 8 シーテック社以外の者との原告らに関する情報交換に関し

⑱ シーテック社以外の民間事業者と情報交換を行った状況

9 その他本件に関連する事項

以上

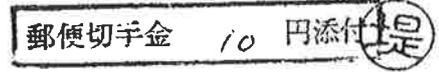
添付2

事件番号 平成28年(ワ)第758号等

大垣警察市民監視国家賠償請求等事件

原告 三輪唯夫 外3名

被告 岐阜県 外1名

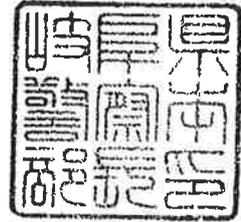


令和3年3月16日

民事訴訟法 191 条 1 項の承認について

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係

監督官庁 岐阜県警察本部長



頭書の事件について、別紙1の各証人に対し、別紙2の各尋問事項のとおり尋問することを承認し、その他の尋問事項については、別紙3の理由のとおり承認を拒絶する。

別紙 1

証 人

- 1 大垣警察署警備課 (最終勤務先)  
阪上壽秋
- 2 岐阜県警察本部総務室広報県民課  
横山裕之
- 3 岐阜県警察本部警備部警備第一課 (最終勤務先)  
三輪 優

## 別紙 2

## 尋 問 事 項

## 第 1 証人阪上壽秋

- 1 証人自身につき
  - ① 証人の経歴
- 2 大垣署警備課の日常業務に関し
  - ② 大垣署の管轄地域

## 第 2 証人横山裕之

- 1 証人自身につき
  - ① 証人の経歴
- 2 大垣署警備課の日常業務に関し
  - ② 大垣署の管轄地域

## 第 3 証人三輪優

- 1 証人自身につき
  - ① 証人の経歴
- 2 岐阜県警本部警備部警備 1 課に関し
  - ② 岐阜県警本部警備部警備 1 課の所管する業務の内容

## 別紙3

## 承認を拒絶する理由

下記に示す【理由1】及び【理由2】のとおり、これらの内容に係る尋問事項については、民事訴訟法191条2項に定める、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」に該当することから、その承認を拒絶する。

## 【理由1】

組織内の人員数や人員構成、配置状況等組織体制が明らかになれば、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

## 【理由2】

警察による情報収集活動については、警察が誰の情報を収集しているか否かが明らかになるだけでも、今後の情報収集活動に支障が生じるだけでなく、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれが生じるところ、警察がどのような経緯や指揮により、どのような情報を、いつ、誰が、どのような方法で収集しているか、また、収集後の情報を、いつ、誰が、どのように報告、管理・取扱いしているか、更には、これらに関する組織的な検討状況や指示・連絡状況などはどのように行われているか、といった個別具体的な内容が明らかとなれば、特定の事業や相手方に対する情報収集の有無や方針、着眼点、その方法・手段などの詳細が明らかとなり、情報収集対象者やテロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを悪用したり、警察の情報収集活動を意図的に避けるといった対抗措置が講じられるだけでなく、それを逆手に取って不法行為を行うことも十分に考えられる。

また、これまで任意に協力をいただいていた方々が、自身との関係が露呈するのではないかと考え、以後の協力関係を躊躇するなど、警察がテロ対策や犯罪、トラブルの未然防止の観点等から行っている情報収集活動に支障が生じ、ひいてはその目的とする犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。